

# 廿日市市 協働によるまちづくり基本条例

## 逐条解説



平成 24 年 3 月  
(令和 7 年 3 月 改訂)  
廿 日 市 市

## ～ 目 次 ～

### 条文の解説

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 前文                       | 2  |
| 第 1 章 総則                 |    |
| 第 1 条 目的                 | 3  |
| 第 2 条 定義                 | 4  |
| 第 2 章 協働によるまちづくりの基本原則等   |    |
| 第 3 条 基本原則               | 7  |
| 第 4 条 市民の役割              | 8  |
| 第 5 条 市の責務               | 10 |
| 第 3 章 協働によるまちづくり推進計画     |    |
| 第 6 条 協働によるまちづくり推進計画     | 11 |
| 第 4 章 協働によるまちづくりを推進する仕組み |    |
| 第 1 節 特性を生かしたまちづくり       |    |
| 第 7 条 地区、地域及び市域におけるまちづくり | 12 |
| 第 8 条 円卓会議               | 14 |
| 第 2 節 情報発信による信頼関係づくり     |    |
| 第 9 条 情報の発信及び共有          | 16 |
| 第 3 節 人づくり               |    |
| 第 10 条 まちづくりに関わる人材の育成    | 17 |
| 第 11 条 子ども、若者等の育成        | 19 |
| 第 12 条 まちづくりリーダーの育成      | 20 |
| 第 13 条 人材を見いだす活動         | 20 |
| 第 14 条 市の職員の育成           | 21 |
| 第 4 節 評価及び支援             |    |
| 第 15 条 活動の評価             | 21 |
| 第 16 条 市による評価及び支援        | 22 |

## 第5章 実効性の確保

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第17条 協働によるまちづくり審議会 | 23 |
|--------------------|----|

|         |    |
|---------|----|
| 第18条 組織 | 24 |
|---------|----|

|              |    |
|--------------|----|
| 第19条 実施状況の検証 | 25 |
|--------------|----|

|             |    |
|-------------|----|
| 第20条 条例の見直し | 25 |
|-------------|----|

## 第6章 雑則

|         |    |
|---------|----|
| 第21条 委任 | 25 |
|---------|----|

|    |    |
|----|----|
| 附則 | 26 |
|----|----|

## 資料編

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 条例案の検討時に出た市民意見 | 28 |
|------------------|----|

|              |    |
|--------------|----|
| 2 制定に向けた取り組み | 36 |
|--------------|----|

# 条文の解説

## 前文

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はっかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。

### 【条文の趣旨】

第1条では、この条例の目的について規定しています。

### 【条文の説明】

この条例は、市民主体のまちづくりを協働により進めていくための基本的なルールを定めています。

現代社会の変化（少子高齢化や人口の減少など）に対応し、暮らしやすい地域社会を維持するためには、まちづくりに多くの人がかかわり、互いにつながりながら力を発揮することが大切だと考えています。廿日市市には、優れた知識や技能を持つ市民がたくさん暮らしています。その力を持ち寄って自分たちの暮らすまちの身近な生活課題を市民自らが発見し、市民自らが解決に向けて取り組む「地域自治」を進め、それぞれが置かれた立場や環境、価値観等を、お互いに理解し配慮し合いながら取り組みを行うことで、まちの暮らしごこちが良くなり、市民一人ひとりの生きがいや満足感の向上、ひいては地域社会の幸せにもつながると考えています。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。
- (2) 市民 次に掲げるものをいいます。
  - ア 市内に住所を有する個人
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
  - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人
  - エ 市内の学校に在学する個人
  - オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体
- (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。
- (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。
- (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。
- (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。
- (7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。
- (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。

【条文の趣旨】

第2条では、この条例で使用する用語の意味について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1号

この条例では、みんなが暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる取り組みを「まちづくり」としています。まちづくりは、公共性、公益性を持つことが重要であり、その活動に取り組んでいる一部の人にとってだけではなく、廿日市市に住む人にとって、広くみんなが暮らしやすいまちになることが、求められています。

暮らしやすいという言葉には、住みやすいだけでなく、働きやすい・学びやすいなども含めています。

## ○ 第2号

この条例では、市内に住所がある人のみでなく、市内で働く人、学ぶ人、まちづくり活動をする人や団体も含めて「市民」としています。

廿日市市のまちづくり、とりわけ世界文化遺産を擁する宮島や人口減少の著しい地区においては、地域課題の解決にすでに数多くの市外の人たちがかかわっている実態があり、今後も多くの人とともに取り組んでいきたいと考えています。

こうした背景から、市民について、住民を基本に幅広くとらえています。

## ○ 第3号

廿日市市には、地縁に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体として、町内会・自治会・組、コミュニティ推進団体・区などがあります。また、共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体には、福祉・文化・スポーツ・環境・地域安全・青少年育成などをテーマに活動する団体があります。

この条例では、こうした団体を「まちづくり活動団体」としています。

## ○ 第4号

この条例では、一般に行政といわれる機関を「市」としています。

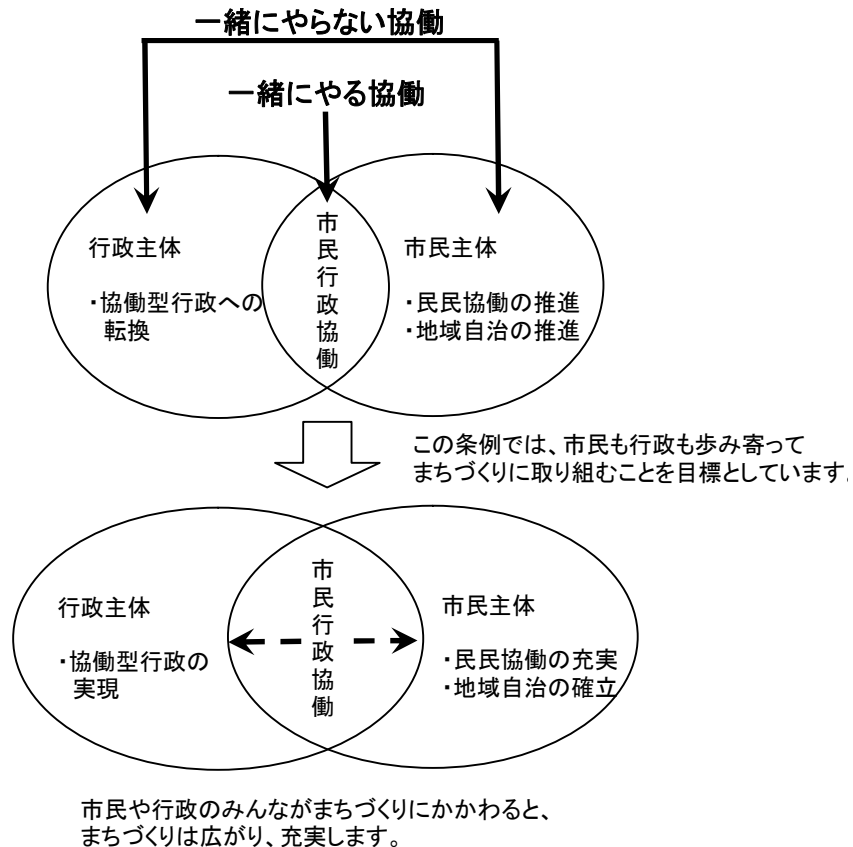
市長、地方自治法第180条の5に列記されている機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）に加え、独立した権限を持つ水道事業管理者及び消防長を含みます。

## ○ 第5号

地域課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために、まちづくりにかかわる人たちが連携し、協力し合う取り組みの手法を「協働」といいます。

この条例では、市民と行政や市民同士が連携・協力して活動することだけでなく、市民が主体的に行うまちづくり活動に対して行政が支援を行うこと（例：活動補助金、交付金）や、行政の主体性のもとに市民が参加して活動すること（例：計画策定への市民参画）も協働の概念に含めてとらえています。

〔この条例における協働の考え方〕



出典：自治基本条例のつくり方(松下啓一著)から、一部引用

○ 第6号、第7号、第8号

この条例では「市域」「地域」「地区」という単語を、区域の単位を表現するために使っています。

「市域」は、廿日市市の全域で、「地域」は、平成の合併前の市町村である5区域、「地区」は、コミュニティ推進団体、区などが活動している28区域です。なお、吉和と宮島においては地域と地区が同じです。

〔地域と地区 一覧表〕

H24.3月現在

| 地域名 | 地区名                                  |
|-----|--------------------------------------|
| 廿日市 | 佐方、廿日市、平良、原、串戸、宮内、地御前、阿品、阿品台、宮園、四季が丘 |
| 佐伯  | 浅原、玖島、友和、津田・四和                       |
| 吉和  |                                      |
| 大野  | 大野第1区～大野第11区                         |
| 宮島  |                                      |

## 第2章 協働によるまちづくりの基本原則等

### (基本原則)

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にしながら取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

### 【条文の趣旨】

第3条では、協働によるまちづくりを進める上で大切にすべき基本的な考え方について規定しています。

### 【条文の説明】

この条で定めている基本原則は、この条例のもとにまちづくりにかかわるすべての関係者が大切にすべき原則です。

これらを大切にしながら協働によるまちづくりを進めるための具体的な仕組みを、第4章（第7条から第16条まで）に示しています。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

第4条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市民の心がけや役割について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

市民は、自らがまちづくりの担い手であることを自覚し、自分の周りのことに関心や興味を持ちます。そして、自分は何ができるかを考え、自らの責任において積極的にまちづくりにかかわるよう努めることとしています。

なお、まちづくりにかかわらないことで不利益な扱いを受けるものではありません。

○ 第2項

市民は、生涯学習・社会教育や地域活動、仕事など暮らしの中で得た知識、技能などを持っています。これらを積極的に活用してみんなでまちづくりをしたいと考え、知識、技能などを生かすよう努めることとしています。

※ 生涯学習 … 個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動

社会教育 … 学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動

○ 第3項

まちづくり活動団体は、より多くの市民にまちづくりにかかわってもらえるよう、参加しやすい環境をつくりまします。人と人、団体同士のつながりを深め、互いに助け合いながら、実情に応じたまちづくりに取り組むよう努めることとしています。

○ 第4項

事業者も、まちづくりにおける市民の一員です。まちづくり活動への参加や、従業員がまちづくり活動へ参加しやすい環境づくり、まちづくり活動に対する人的・物的な支援のみでなく、地域経済の活性化や雇用の創出などもまちづくりに貢献しているととらえ、企業活動を通じた地域活性化への寄与に努めることとしています。

(市の責務)

第5条 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。

3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。

4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。

【条文の趣旨】

第5条では、協働によるまちづくりを進めていく上での市の責務や市の職員の心がけなどについて規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

暮らしやすい豊かな地域社会をつくる上で、市は大きな役割を担っています。そのため、市はすべての部署において協働の理念のもとに、総合的かつ計画的に施策を実施していきます。なお、協働によるまちづくりを進めていくための計画を策定することを、第6条に示しています。

○ 第2項

市民の信頼を得ながらまちづくりを進めていくためには、日ごろから内部の連携を密にし、まちづくりに関するさまざまな課題、要望などに適切に対応する必要があります。そのため、市は、機能的かつ効果的な組織運営を行います。

○ 第3項

市民及びまちづくり活動団体がまちづくりを進めていく上では、活動の場が必要になります。市は、まちづくりの活動の場となる施設や情報を多く保有しており、まちづくりに積極的に取り組むことや、新たにまちづくりに取り組めるようなきっかけをつくるため、環境を整備します。

○ 第4項

市の職員は、「市民全体の奉仕者である」という認識のもと、職務遂行能力や資質の向上に努め、市民との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組みます。また、市民と市をつなぐ役割も担っており、自らも市民の一員であることを認識し、職務以外

でもまちづくり活動に積極的に参加していきます。

### 第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

#### 【条文の趣旨】

第6条では、協働によるまちづくりを確実に進めていくための計画の策定について規定しています。

#### 【条文の説明】

第5条（市の責務）第1項に掲げる「総合的かつ計画的な施策の実施」に向けて、協働によるまちづくりを推進するための計画を策定することについて定めています。

この計画は、協働によるまちづくりを着実に実行するために、第17条で定める協働によるまちづくり審議会だけでなく、ともにまちづくりを行う市民の意見を聴いた上で、策定、変更すること、またそれを速やかに公表することとしています。

なお、条例の実効性を確保するために、協働によるまちづくり審議会の設置、条例の実施状況の検証・見直しを、第5章（第17条から第20条まで）に示しています。

## 第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

### 第1節 特性を生かしたまちづくり

(地区、地域及び市域におけるまちづくり)

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとしします。

2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等とします。

#### 【条文の趣旨】

おおむね小学校区（大野地域では、区）の区域である「地区」や平成の合併前の市町村の区域である「地域」には、これまで培ってきたまちづくりの方法、歴史・風土などの地域性があります。市民やまちづくり活動団体は、さまざまな知識、技能などそれぞれに得意なことを持っています。こうした特性を生かしながら、まちづくりを進めていきたいと考えています。

市民、まちづくり活動団体、市が連携を図りながら、地区、地域のまちづくりに取り組み、それらをつなげていくことが大切です。

このため、第7条では、地区・地域・市域（廿日市市全域）のまちづくりの進め方と拠点について規定しています。

#### 【条文の説明】

##### ○ 第1項

まちづくりは、地区・地域・市域と広がるそれぞれの区域で、取り組みに適した内容があると考えています。「地区」においては、人間関係づくりや身近な生活環境の充実など、「地域」においては、地区だけでは解決困難な課題への対応や、自然資源、歴史文化資源などを活用した活性化など、「市域」においては、地域だけでは解決困難な課題への対応や、事業者などのまちづくり活動への参加促進などに取り組むことが、考えられます。

それぞれの区域のまちづくりを持続・発展させるため、市民やまちづくり活動団体は交流を深め、得意なことを生かしながら助け合いの関係を築いていきます。そして、市民と市は連携し、それぞれの区域の地域性を尊重し、実情に応じたまちづくりを進めていきます。

## ○ 第2項

地区・地域・市域のまちづくりは、市民センター、地区集会所（大野地域）、支所、市民活動センター、総合健康福祉センター、市役所などを拠点として進めていきます。

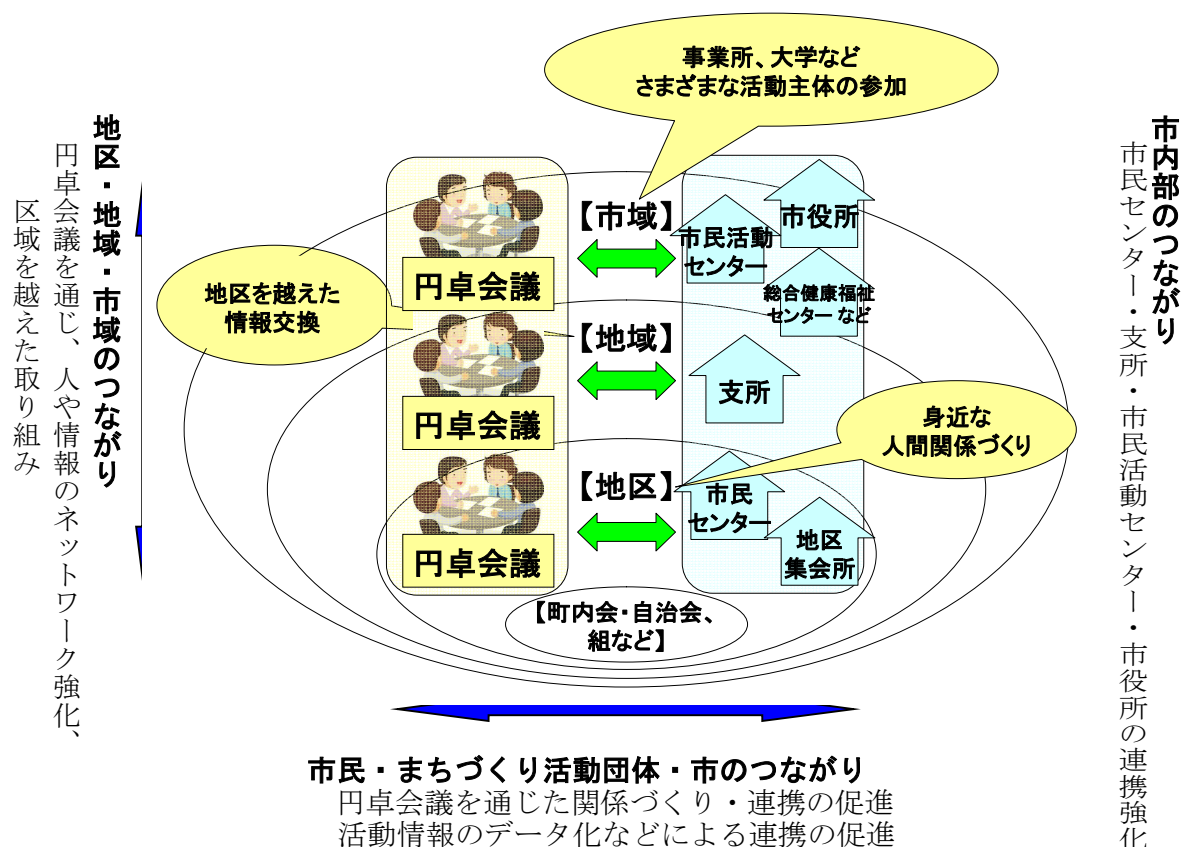
市民センターは、市民が気軽に集える身近な施設であり、市民・まちづくり活動団体同士の連携促進や地域課題の解決に役立つ講座の開催（社会教育）などの取り組みを通じて、地区のまちづくりを進めます。

支所は、その地域の良い点や課題などがよく分かるところであり、さまざまな地域資源を生かして、地域のまちづくりを進めます。

市民活動センターは、市民、まちづくり活動団体、市の連携や交流を促進します。また、市民活動に関する相談、人材の育成、情報の提供などの取り組みを通じて、市域のまちづくりを進めます。

市民センター、支所、市民活動センター、市役所などは、相互に連携しながら、まちづくりを進めていきます。

〔特性を生かしたまちづくり イメージ図〕



(円卓会議)

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとします。

【条文の趣旨】

第8条では、特性を大切にしながら、まちづくりを進めていくための話し合いの場「円卓会議」について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

円卓会議は、市民、まちづくり活動団体、市などが対等な立場で参加し、お互いの意見を尊重しながら信頼関係を築いていく場です。情報の共有や、課題の解決策・役割分担などの話し合いを行います。

円卓会議の運営方法は、まちづくり活動団体同士や個人も参加するものなど、さまざまなものが考えられます。実情や目的を踏まえ、それぞれでルールを決めて最適な形で開催していくことが大切です。

○ 第2項

特性を大切にしながら、協働でまちづくりを進めるため、市民、まちづくり活動団体、市は、必要に応じて円卓会議を開催します。

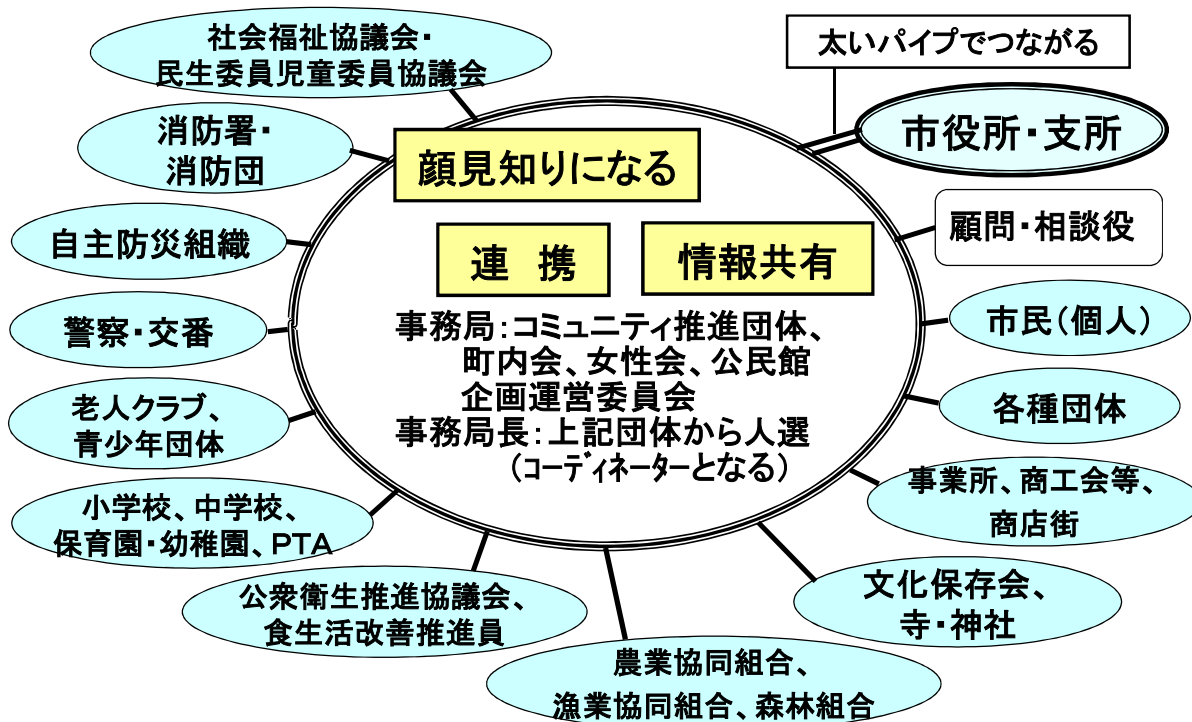
円卓会議は、地区のまちづくりに関するものは地区単位で、地区を越えて話し合う必要があるときは地域単位で、地区・地域を越えて話し合う必要があるときは市域単位で開催します。開催に当たっては、市民センター、支所、市民活動センター、市役所は、地区・地域のニーズに応じて企画、参加の呼びかけ、運営支援を行います。また、そこでの意見や要望などを、担当部署につなぎ、必要な支援を行うとともに、施策・事業に生かしていきます。

これらの円卓会議を活発に開催することにより、一つの家族のようなつながりをつくっていききたいと考えています。

条例検討時のワークショップにおいて、まちづくりクラブの設置が提案されています。多くの団体や、団体に所属しない個人も参加できるこうした場合は、円卓会議の一つの形として、実現が望めます。

〔まちづくりクラブ イメージ図〕

## 市民センターにまちづくりクラブをつくろう



## 第2節 情報発信による信頼関係づくり

(情報の発信及び共有)

第9条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

### 【条文の趣旨】

まちづくりをうまく進め、安心して暮らせる安全なまちを実現するためには、そこに暮らす人たちが互いに知り合い、助け合える笑顔のつながりを築くことが大切です。

こうした信頼関係づくりには、情報の共有は欠かせません。情報の受け手が受け取りやすい方法と理解しやすい表現で伝えること、また、鮮度の新しいうちに発信し、共有することなど、第9条では、情報の発信と共有に努めていくことを規定しています。

### 【条文の説明】

#### ○ 第1項

情報の発信と共有は、まちづくりを進めていく上で非常に大切です。

市民、まちづくり活動団体及び市が、お互いに情報を発信・共有し、理解することは、信頼関係づくりにつながると考えています。また、こうして生まれた信頼関係は、災害等有事における協力体制にも生かされると考えています。

<例>

- ① 市民センターに話し合いの場（円卓会議など）を設置する。
- ② 地区の情報を市民センターが集め、地域内の市民センターと支所がつながる。
- ③ 市民センター、支所、本庁が地域情報を共有する。
- ④ 進展するデジタル技術を有効に活用する。

#### ○ 第2項

情報を共有するためには、相手方に受け取ってもらうことが大切です。まちづくり活動団体及び市は、いろいろな立場の受信者がいることを念頭に置き、常にその立場に立って、情報を作成・発信していくよう努めます。

また、市民がまちづくりに関する情報に関心を持つこと、自ら情報を受け取ることが大切と考えています。

<例>

- ① テレビ・ラジオ・新聞・広報紙・インターネットなど、それぞれの人に届きやすいよう発信の方法を工夫する。
- ② イラストや図表を説明に入れる、漫画にするなど、それぞれの人に理解されやすいよう表現の方法を工夫する。

### 第3節 人づくり

(まちづくりに関わる人材の育成)

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

#### 【条文の趣旨】

自分たちの暮らしているまちに関心を持つ人やまちづくりのための活動に参加する人は、まちづくりを進めていく上での財産です。今、地域社会ではこうした人材が少なくなっているといわれます。これからも魅力ある元気な廿日市市を築いていくために、まちづくりにかかわる「人」が求められています。

このため、第10条では、まちづくりにかかわる人材の育成について規定しています。

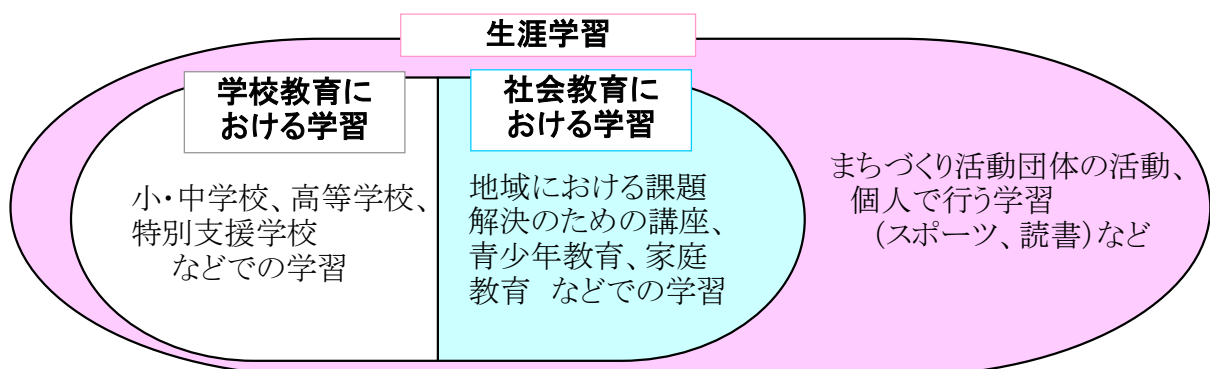
#### 【条文の説明】

##### ○ 第1項

「生涯学習」は個人自らが主体的に、生涯にわたって行う学習活動をいいます。また、「社会教育」は、学校の教育課程として行われる教育を除いた組織的な教育活動をいいます。

生涯学習も社会教育も、市民に身近で、誰もがかかわることのできる活動です。こうした活動を通じて、まちづくりへの関心や理解を深め合うことが、市民主体のまちづくりの第一歩です。そして、その成果は、人材の育成につながり、まちづくり活動をより深めるものであると考えています。

#### 〔まちづくりにおける生涯学習と社会教育の関係〕



## ○ 第2項

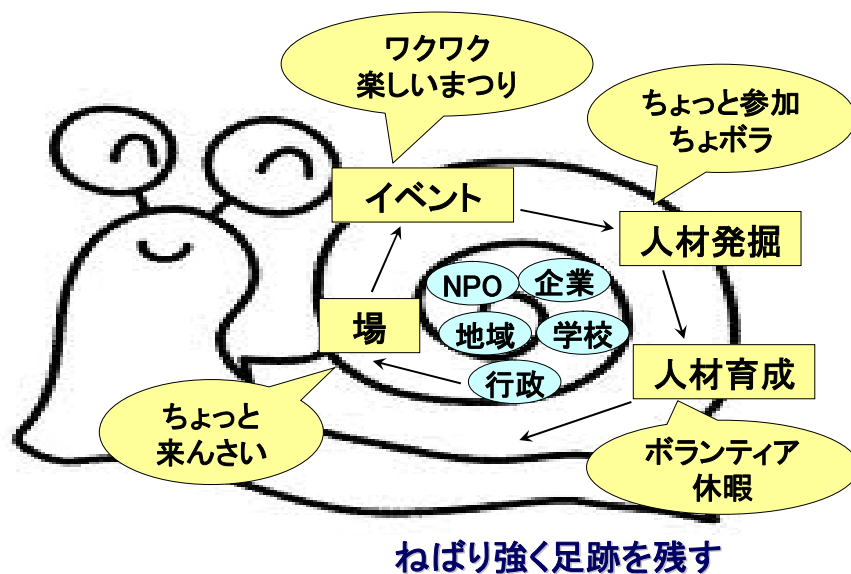
市民は、日ごろからまちづくりについて学び合い、誰もがまちづくりにかかわりを持っているといえます。このような中で、市は、人材を育成しようとする取り組みに対し、必要な支援を行います。

条例検討時のワークショップにおいて、人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」が提案されています。

- ・ 人材発掘は「ちょっと参加」「ちょボラ」「ときどき参加」「ちょっと来んさい」というところから始まる。
- ・ 地域、行政、学校、NPO、企業などが連携して、場づくり → イベント開催 → 人材発掘 → 人材育成 → 場づくり → …… と繰り返し取り組むことが大切。
- ・ 人づくりは、すぐにできることではないので、かたつむりの歩みのように、ねばり強く足跡を残しながら、取り組まなくてはならない。

ということを、この図に表現しています。

### 人づくりのための「廿日市でんでん虫計画」



(子ども、若者等の育成)

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。

2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。

【条文の趣旨】

「はっかいちが好き！」という気持ちはまちづくりの原動力であり、こうした気持ちを子どもの頃からはぐくむことは、次の時代のまちづくりにつながります。第11条では、第10条に定める人材の育成のうち、子ども、若者などに対するものについて規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

次代のまちづくりの担い手を育成する観点から、人材の育成は子ども、若者などに対しても行うよう特に配慮することを定めています。

なお、「子ども」は小学生までを、「若者」は中学生から30歳未満までをとらえています。また、子どもや若者のほか、おおむね30歳代から50歳代までのいわゆる中堅世代も、これからまちづくりを担う人材としてこの規定の対象に考えています。

○ 第2項

子どもは社会の一員であり、次代のまちづくりの担い手です。このため、子どもを守り育てることは、家庭だけではなく学校や地域住民などが一体となり、社会全体で取り組まなくてはならないと考えています。

(まちづくりリーダーの育成)

第12条 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

第12条では、まちづくりリーダーの育成について規定しています。

【条文の説明】

まちづくりを進めていくためには、活動に率先して取り組み、人と人をつなぎ、まとめることのできるリーダー的な役割を担う人が欠かせないと考えています。

市民は、日ごろのまちづくり活動の中で、互いに主体性、調整力などを養い合い、まちづくりの推進役を担う人材を育成していくことが大切だと考えています。

(人材を見いだす活動)

第13条 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

第13条では、まちづくりにかかわる人材を見いだす活動について規定しています。

【条文の説明】

まちづくりにかかわる人材を育成するためには、その前にまちづくりにかかわってもらえる人を見いだすこと、いわゆる人材の発掘を行う必要があります。まず、祭りやイベントなど気軽に参加することができる機会や多様な主体がそれぞれの特技や日頃の取組の成果等を生かせる場所をつくることが人材の発掘へとつながります。その中から、継続的な関わりを通じて、まちづくりの担い手が育つと考えています。

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

【条文の趣旨】

第14条では、市の職員の育成について規定しています。

【条文の説明】

市民は、協働によるまちづくりの担い手として「コミュニケーション能力が高い」「人の話をよく聞く」「前例踏襲ではなく柔軟に対応できる」ことを、市職員に求めています。市は、こうした期待にこたえられるよう職員を育成していきます。

第4節 評価及び支援

(活動の評価)

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

【条文の趣旨】

まちづくり活動は、さまざまな場所でさまざまな人や団体が行っています。活動に対する適正な評価や支援があれば、活動者の意欲が高まり、活動を継続しやすくなると考えています。

第15条では、まちづくりに取り組む上での活動の評価の大切さについて規定しています。

【条文の説明】

自分が無理のない範囲で、満足感や達成感を大切に行う活動も、まちづくりを支えています。しかし、活動を繰り返す中で、惰性化したり、本来の目的から離れたりすることも起こりがちです。

活動を続けたり、次のステップに進むためには、自分の活動についてどうであったかを振り返ってみることが、効果的だと考えています。

(市による評価及び支援)

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動の評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。

【条文の趣旨】

第16条では、市民のまちづくり活動に対する公共性・公益性の面からの市による評価と支援について規定しています。

【条文の説明】

○ 第1項

協働という言葉のもとに、市役所の仕事を下請け的に市民におしつけているという声を耳にします。市民が取り組む活動が、社会公共の利益を生むまちづくりの活動である場合、その活動に対して、市が技術的、金銭的などさまざまな形で、相応の支援を行うことは重要と考えています。

評価・支援の一例として、認定制度も考えられます。認定という形で公的機関からの後ろ盾があれば、その団体の活動の信用性は高まり、活動領域が広がります。また、認定されることにより、活動者自身に責任感が生まれ、自らの取り組み方にも広がりが生まれると考えます。

○ 第2項

活動に対する評価の方法や基準を決める際、これまでのように行政のみで決めるのではなく、今後は活動者も含め市民とともに考えて決めることが大切と考えています。

## 第5章 実効性の確保

(協働によるまちづくり審議会)

第17条 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。

- (1) 第6条に規定する推進計画に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。
- (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。
- (4) 第16条第2項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。
- (5) この条例の改廃に関すること。

3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べることができます。

4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。

### 【条文の趣旨】

条例の施行後、この条例が実際に機能しているか、廿日市市のまちづくりの状況に合わないものになっていないかなどを確認し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。

第17条では、協働によるまちづくりの進捗状況を検証するための機関の設置とその機関が所掌する事務について規定しています。

### 【条文の説明】

条例の施行後、協働によるまちづくりを確実に推進していくためには、計画・実行・評価・改善が欠かせません。そのため、市長の附属機関として協働によるまちづくり審議会を設置することとしました。協働によるまちづくり推進計画(第6条)の進捗状況の評価し、施策の改善が必要であれば提案する、まちづくりの評価基準を判断する(第16条第2項)など、市民の目線で条例の目的を実現していくことが大切と考えています。

(組織)

第18条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

- (1) 第2条第2号ア及びイに規定する市民（個人に限る。）であって公募に応じた者
- (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

【条文の趣旨】

第18条では、協働によるまちづくり審議会の委員構成、委員の任期などについて規定しています。

【条文の説明】

審議会は、公募委員、各地域でまちづくり活動に取り組んでいる人、市長が適当と認める人で構成し、活発に議論しやすい会議の規模を考え15人以内の組織としました。市長が適当と認める者については、例えば学識経験者や大学生などを想定しています。

この条例では、廿日市市のまちづくりに多くの人とともに取り組んでいきたいと考え、市民を広くとらえています（第2条第2号）。しかし、市長の附属機関として設置するこの審議会については、廿日市市の住民として権利・義務を持つ者を基本とすべきと考え、公募委員の要件を限定しています。

また、公募委員は全体の半数以上であること、まちづくり活動団体から推薦を受けた委員は五つの地域から一人ずつ選出すること、委員の年齢は18歳以上であることが望ましいと考えています。

まちづくりの変遷はある程度の期間をもって見守る必要があるため、委員の任期は3年とし、再任できることにしていますが、世代交代という点から見ると一人の委員が10年近く在籍することや75歳を超えての再任などは望ましくないと考えています。

なお、審議会の会議運営など詳細については、第21条（委任）の規定に基づき規則や要綱などで別に定めます。

(実施状況の検証)

第19条 市は、毎年この条例の実施状況を検証し、その結果を公表します。

(条例の見直し)

第20条 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。

【条文の趣旨】

第19条、第20条では、この条例の実施状況の検証と見直しについて、その期間と方法を規定しています。

【条文の説明】

この条例は、市民や市の協働によるまちづくりの状況、社会経済情勢の変化により見直しを行う「育てる条例」です。

見直しは、市民が発し、市長が判断して議会へ提案するという、2段階の判断の段階を取り入れ、市長と市議会議員の任期を勘案して、任期中1回以上はその判断を行うこととなるよう、4年を超えない期間ごとと具体的な期間を明示しています。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

【条文の説明】

第21条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、規則や要綱などで別に定めることとしています。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。  
(廿日市市民活動センター条例の一部改正)
- 2 廿日市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正します。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 この条例において「協働」とは、市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な主体が相互に理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいう。

# 資料編

## 1 条例案の検討時に出た市民意見

この条例の原案は、一年半の検討を経て平成 23 年 11 月 28 日、(仮称) 廿日市市まちづくり基本条例起草委員会から市長へ提言されました。その後、広く市民の意見を聴くために、条例原案に対する意見募集を行いました。

こうした過程で出たたくさんの意見の中には、重要ではあるけれども条例に盛り込むのはなじまない意見や、すぐには実現できない具体策の提案などもありました。

以下に、各条に関連する意見を掲載します。

### 【検討時に出た意見など】は…

条例の意図を補足する意見とともに、条例には反映しなかったが大切だと思う意見を掲載しています。

### 【検討時に提案された具体策】は…

すぐに実現可能な具体策とともに、将来的に実現できるとよいと考えた具体策も掲載しています。また、検討市民委員会では、これら以外にも多くの具体策が提案されており、条例素案（27～42 ページ）に掲載しています。

## 第 3 条（基本原則）

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 年齢や性別、障がいの有無などの区別なく、みんなが「ひと」としてつながっていきたい。
- ・ 「参画」というよりは、まずは気軽に「参加」から。
- ・ 各地域それぞれの特色があり、一つのルールでなく、おのおのに有効なものが必要。
- ・ 地域の独自性を大切にし、他の良さも認める。
- ・ 市民と行政が近い存在でまちづくりを行う。
- ・ みんなが言い合える関係を築いていく。

### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 分かりやすいパンフレットを作る。
- ・ 条例を広めるため、行政、地域、学校で勉強会などを行う。
- ・ 条例を“わかりやすく市民の心”とし、親しみの持てる啓発活動に取り組むべき。「私たちのまちづくり心得」を作成し、ごみ収集場所（5 地域 28 地区の全ごみステーション）に掲示する。内容の基本コンセプトは、自然歴史・伝統文化・安全安心・感謝協力・奉仕啓発。

## 第 4 条（市民の役割）

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 市民（個人）の役割
  - ① 地域づくりの主角として、自分の周りのことに関心、興味を持ちます。
  - ② 子どもから大人まで地域活動に積極的に参加します。
  - ③ 学ぶことを心がけます。
- ・ 町内会・自治会・区・組などの役割
  - ① まちづくりの基盤組織として、顔の見える関係づくりを進めます。
  - ② 人と人のつながりを生かし、課題の解決に取り組みます。
- ・ コミュニティ推進団体・区の役割
  - ① だれでもいつでも参画でき、フラットな話し合いのできる場を整えます。
  - ② 地区・地域内の情報を集約・発信し、市民が受け取れる環境をつくります。
  - ③ 地域づくりの重要な担い手である子どもを地域総ぐるみで育てます。
  - ④ 地区内での助け合いを進めるほか、地区・地域間の連携も積極的に行います。
- ・ テーマ系活動団体、NPOの役割
  - ① 活動を通じて、人づくりや地域を越えたつながりを持ちます。
  - ② テーマ系活動団体の活動内容を積極的に情報発信、情報共有します。
  - ③ テーマ性、専門性の強みである「楽しい切り口」を生かして、まちづくりにかかわる人を増やします（巻き込みます）。
  - ④ テーマ性、専門性を持つノウハウを生かして、地域の課題解決にかかわります。
- ・ 企業、民間事業所の役割
  - ① 市民の一員として、企業活動を通じてまちづくりに貢献します。
- ・ 社会福祉協議会の役割
  - ① 地域福祉の観点から、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 市民の意識を変えなければ次に進めない。
- ・ まちづくりへの無関心層の取り組みが重要である。

## 第5条（市の責務）

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 職員の役割
  - ① 一市民（地域の人材）として地域活動に積極的に参加します。
  - ② 地域と市役所をつなぎ、まちづくりをコーディネートします。
- ・ 市役所・支所の役割
  - ① 〔市役所〕地域支援・還元のための制度をつくります。
  - ② 〔支所〕交流を促しながら地域特性を生かしたまちづくりを行います。
  - ③ 〔市役所・支所〕情報を集約し、発信します。
- ・ 市民活動センターの役割

- ① 市民活動全体をつなげる場となります。
- ② さまざまな活動団体の自発的な活動を認め、持続可能となるよう支えます。
- ③ さまざまな媒体を生かして、積極的に情報提供、情報発信します。
- ・ 市民センターの役割
  - ① 地域活動の拠点であり、人・地域を結ぶコーディネーターの役割を果たします。
  - ② 若い世代を含め、市民が地域づくりに参加しやすい環境をつくれます。
- ・ 学校の役割
  - ① 未来を切り拓く子どもを育てます。
  - ② 地域活動への保護者の理解を促進します。
  - ③ 大学（協定締結）の専門性を生かすとともに、地域貢献します。
- ・ 行政職員には、まちづくりに積極的に参加するという意識改革が必要である。
- ・ 市職員の責務について、明文化したことは、評価する。地域参加など、今後の実行を期待する。

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 市は、まちづくりの活動における市の施設の利用について、柔軟に対応する。
- ・ 市役所の窓口一元化や市役所内部がつながる仕組みをつくる。
- ・ 「まちづくりの課題」について、行政・市職員の認知と市民の日常感覚には大きな乖離がある。行政・市職員が市民の生活現場に出向き、現場の実態、実状の中から「課題」を認知することを義務づけるべきと思う。
- ・ 個人情報保護法を拡大解釈され、人材の情報を得にくい。きちんとした説明をしてほしい。

### 第7条（地区、地域及び市域におけるまちづくり）

#### 第1項

#### 【検討時に出た意見など】

- ・ 地区は、地縁系にとって一番主体的に活動しているエリア。市民センターと地区が一緒になって人づくり、地区のまちづくりを。
- ・ 全国的に地域づくりの活発な自治体の人口規模は小さい。11万強の廿日市市のまちづくりは、全域画一的でなく、地区重視で進めないと難しい。
- ・ 地域は、かつての行政エリアであり、行政が頑張って地域の活性化、地域・地区の連携のしくみを創造していくことが重要。そのためには支所がポイント。

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ コミュニティ推進団体が地域の伝統芸能を子どもに教える。
- ・ 多くの組織がかかわれる楽しいイベントを開催する。
- ・ 地区・地域間での協働行事などを行う。

- ・ 企業・民間事業所に対して、まちづくり活動への参加を呼び掛ける。
- ・ 地域のまちづくりに貢献できることや貢献したいことなど、市民活動（団体・個人）の情報をデータ化する。
- ・ 一括交付金など、地区の実情に応じた使いやすい財政支援を行う。
- ・ 支所独自の地域づくり予算を確保する。
- ・ 各自治会・町内会に、それぞれ地区の思い（特性）を込めた憲章を作ることについて提唱してはどうか。
- ・ 廿日市市では、生涯生活環境・リゾート整備等のライフサービス産業指向の街づくりが基本的方向である。大規模災害時における連携などを見据え、沿岸地域都市部において市民円卓会議で、鎮守の杜“絆”づくりに取り組み、旧集落と新興団地の広範なコミュニティづくりを行うことを提案する。

## 第2項

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 市民センターは、地域活動の拠点となり、人や地域を結ぶコーディネーターの役割を担う。
- ・ 市民センターが地域に根付いていないのが問題。地域に目を向けて、市民センターに行ったら大体分かるというふうに地域事情を把握して欲しい。地域の声にしっかり耳を傾けて欲しい。
- ・ 市民センター、市民活動センターなどで、フランクに活動の相談ができるよう窓口を広げてほしい。
- ・ 地域に関することは支所で完結。
- ・ 支所地域づくり部門が、関係課をつなぐ一元的な役割を担う。

### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 市民センターの企画・運営に学生を含めた幅広い市民の参画を促し、市民意見を反映する。
- ・ 支所は、円卓会議の場づくりや、地域と行政の意見交換会の開催などを通じて、地域のニーズを施策・事業に生かす。

## 第8条（円卓会議）

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 趣味的な活動も、まちづくりに役立つ、役割があるということを、意識しながら取り組む。
- ・ 情報をより深く浸透させるためには、市民センター単位より小さい集会所単位の円卓会議も必要。市民センター単位の円卓会議は、集会所単位の小さな円卓会議が集まりつながる場。

- ・ 地域には行政からの補助金がいっぱいあるが、円卓会議を地域自治の決定機関にしてお金の使い方などを話すようにすれば有効活用ができる。

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 円卓会議の参加者を公募する。
- ・ 円卓会議の一つの形として、コミュニティ推進協議会、町内会、女性会、公民館企画運営委員会が中心となり、多くの団体が参加するまちづくりクラブを設置する（団体に所属しない個人が参加できるようにする）。

### 第9条（情報の発信及び共有）

#### 【検討時に出た意見など】

- ・ イベント後の片づけの様子などを広報し、頑張っている人をねぎらうとともに、参加者のマナーアップを図る。

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 地域では、イベントカレンダーの作成やごみ収集場所への掲示板設置など、情報伝達手段の拡充を図る。
- ・ 町内会・自治会やコミュニティ推進団体などが、外国人住民にも分かりやすい情報を発信する。
- ・ 市は、広報紙、ラジオ・新聞などの各種メディア、インターネット、携帯電話の活用など、多くの人が情報を受け取れる体制を整備する。
- ・ 新聞・広報に定期枠を確保して市民活動を喚起する。
- ・ 出前トークはあるが、大事なことは市が地域に自主的に来て説明すべき。

### 第10条（まちづくりに関わる人材の育成）

#### 第1項

#### 【検討時に出た具体策の提案】

- ・ 学習活動により習得した知識、技術などの活用
- ・ 市民活動団体による文化・スポーツ活動の実施
- ・ 企業の職員による民間講師

#### 第2項

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 人づくり基金の設置
- ・ 柔軟な施設利用
- ・ 学校施設の開放
- ・ 人材バンクの運営
- ・ まちづくりリーダー養成講座の開催
- ・ 地域貢献ポイント制度の導入

- ・ 事務所・事業所に対するまちづくり活動への参加の勧奨

## 第11条（子ども、若者等の育成）

### 第1項

#### 【検討時に出た意見など】

- ・ 活動を活発にしていくため、30代、40代、50代を引き込みたい。
- ・ まちづくり・ひとづくりの原点と拠点は「家庭と隣近所から」が基本だと思う。厳しい財政の中でも「将来を見据えたまちづくりへの投資」はすべきと考える。

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 中堅世代へのキャリア教育の実施
- ・ 老人クラブの事業に40代、50代の人でも参加できるようにする。
- ・ 子ども・若者が自ら企画・運営するイベントの開催
- ・ 子どもに対するふるさと教育の実施
- ・ 退職後の地域活動参加への奨励
- ・ コミュニティ推進団体における「若者部会」の設置

### 第2項

#### 【検討時に出た意見など】

- ・ 地域、学校、行政、企業、NPO などすべてが協働して、協力して頑張り、次代の地域づくりを担う人材を育てる。

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 学校を開放してスポーツ活動を行うことにより、学校、子ども、地域のつながりができる。
- ・ 町内会などの会議への子ども会育成会の参加
- ・ コミュニティ推進団体による子どもへの文化の継承
- ・ コミュニティ推進団体による子どもへの体験活動の実施

## 第12条（まちづくりリーダーの育成）

#### 【検討時に出た意見など】

- ・ リーダーシップを取る人がいれば、まちづくりは始まる。

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ まちづくりリーダー養成講座への参加

## 第13条（人材を見いだす活動）

#### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 地域貢献ポイント制度の活用
- ・ ボランティア休暇制度の活用

- ・ コミュニティ推進団体によるイベントの開催

#### 第14条（市の職員の育成）

##### 【検討時に出た意見など】

- ・ 社会的地位があり、経済的にも安定している行政職員は、地域活動に参加することにより、住民も信頼できる。
- ・ 一部の職員だけがまちづくりにかかわるのはいけない。
- ・ 職員は、一人の住民として地域活動に参加することが期待されているほか、まちづくりのコーディネーターになってもらいたい。（第5条意見 再掲）

##### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 職員研修の実施
- ・ 職員による地域スタッフ参加
- ・ 退職後の地域活動への参加の勧奨
- ・ 市の職員も、コミュニケーション能力を高めるために民間企業で研修してはどうか。

#### 第15条（活動の評価）

##### 【検討時に出た意見など】

- ・ 自分（の団体）は、やりたいことをどこまでできたのかというような自己評価をすることも大切である。

活動を顧みることだけでなく、その内容を知ってもらうこと、感謝の言葉や賞賛を受けること、他者から期待されることも、評価の一つであり、活動の意欲や継続のためのエネルギーになる。こうした気持ちも大切にしたい。

- ・ 「ありがとね」「きれいになったね」といった感謝の気持ち、感謝の言葉が活動の励みとなる。
- ・ 言葉をかけるのが、何よりの評価だと思う。
- ・ ほめることとともに「期待をしている」ことを伝え、市民自身で市民力を高め合うことができる。
- ・ 活動者同士で評価し合うことも意欲を高める。

##### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 活動後、反省会をやって改善し、次のステップに。
- ・ 自己評価をする気持ちを育てるために「自己評価シート」を作成する。
- ・ 市民同士で、感謝や期待の言葉をかけ合う。
- ・ 活動発表の場や報告の機会をつくり活動を互いに知り合う。
- ・ 各種のメディアに定期枠を確保してまちづくりの活動紹介を行う。

#### 第16条（市による評価及び支援）

##### 第1項

### 【検討時に出た意見など】

- ・ ライフラインを支えるような公益的活動に対しては、行政からの手厚い支援が必要である。

### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 地域貢献活動をポイント化し、施設使用料の減免のような特典があるとよい。
- ・ 市民活動（団体）に対する市の認定制度“さくらマーク”を創設する。
- ・ 市が認定した団体に登録証を発行する。

## 第2項

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 行政側も今の段階で評価の基準は決められないのではないかな。
- ・ 行政職員がまちづくりの活動に関心を持つこと、参加することも、（活動者にとって）評価の側面を持つ。
- ・ 支援の基準を決める際には、廿日市市に市民やまちづくり活動団体の住所があるかどうかなどを考慮することが必要だと思う。

### 【検討時に提案された具体策】

- ・ 活動のプロセスを共有するために、行政職員が住んでいる地域の活動、ボランティアに参加する。

## 第17条（協働によるまちづくり審議会）

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 審議会を「市長の附属機関」とすると市長のイエスマンになる可能性が高い。  
→ 議会委員の選定や、会議の運営において、公平性の確保に留意する。

## 第18条（組織）

### 【検討時に出た意見など】

- ・ いろんな地域・活動者の意見を聴くためには、15人程度の委員が妥当なところと思う（最低人数については、10人、8人、5人など、さまざまな意見があった）。
- ・ 委員が全員一度に交代するのではなく、半数ずつや3分の1ずつ交代するのがよい。
- ・ この条例がうまく機能しているかを審議するために、審議会の開催頻度は年間2～3回を想定。条例の改廃が必要となったときに、会の開催頻度を上げればよい。
- ・ 市民委員会、起草委員会で整理しきれなかったことを、引き続きこの審議会で整理するのがよいと思う。年2～3回の会議では少ない。

## 第19条（実施状況の検証）

## 第20条（条例の見直し）

### 【検討時に出た意見など】

- ・ 条例の進行管理をし、公表する。（目標に対する達成度や評価など）
- ・ 条例は、時代に合わせて見直しをする。

## 2 制定に向けた取り組み

### 平成 21 年度 策定方針の検討

市役所内部で（仮称）まちづくり基本条例の策定方針を検討しました。協働の取り組みについて実績がある本市においては「協働」に重点を置いたパートナーシップ型の条例として制定する方針を決めました。

### 平成 22 年度 条例素案の検討（検討市民委員会）

「（仮称）まちづくり基本条例検討市民委員会（以下『検討市民委員会』としていきます）」において、条例の内容となる素案を作成しました。



#### 6 月 検討市民委員会の設置

公募、まちづくり活動団体からの推薦、大学生の 30 人の市民のみなさんで構成する「検討市民委員会」を設置しました。

市長から「はつかいちならではの魂のこもった条例素案を検討していただきたい」と、依頼しました。



#### 6 月～3 月 検討市民委員会での検討

検討市民委員会に市職員も加わり、毎月 1 回の会議を開催して、条例に盛り込みたい内容を話し合いました。



吉和、宮島、佐伯での現地見学やワークショップなども交え、協働によるまちづくりでめざす姿、まちづくりの活動主体の関係と担う役割、協働のまちづくりの仕組みを、順次検討しました。

#### 7 月 6 日 キックオフシンポジウム

##### 「協働のまちづくりのルールブックをつくろう！」

はつかいち文化ホールさくらびあ小ホールで開催し、約 240 人が参加しました。

基調講演 「協働のまちづくり

～今なぜ、まちづくり基本条例か～」

講師：松下啓一さん（相模女子大学教授）

パネルディスカッション

「協働のまちづくりってどんなもの？」



## 1月～2月 市民ミーティング



検討市民委員会で検討してきた内容をお知らせし、より多くの市民のみなさんの意見を反映して議論を深めるために、5地域6会場で意見交換を行い、約200人の参加がありました。



## 3月16日 条例素案の提言

検討市民委員会における検討結果を、条例素案として市長へ提言しました。

## 平成23年度 条例原案の検討（起草委員会）

前年度まとめた条例素案をもとに「（仮称）まちづくり基本条例起草委員会（以下『起草委員会』としています）」において、条文と解説の原案を作成しました。

## 5月～11月、2月 起草委員会の設置、検討

前年度の検討市民委員会で互選された6人の市民で構成する起草委員会を設置し、市職員も加わり、条文と解説を作成しました。

## 11月28日 条例素案の提言

起草委員会における検討結果を、条例原案として市長へ提言しました。



## 平成23年1月 市民意見募集（パブリックコメント）

起草委員会から提言を受けた条例原案の内容をお知らせし、広く市民のみなさんの意見を聴くために、意見募集を行いました。7人から19件の意見が提出されました。

## 平成24年3月 条例案の完成

条例原案に、市民意見募集の結果を反映し、条例案を完成しました。平成24年3月定例市議会へ、議案として提案しました。